

令和2年6月に海難審判所で言い渡された裁決12件が、ホームページに掲載されました(令和2年8月)

区分	地方海難審判所(函館、横浜、神戸2、広島3、門司2、長崎、那覇2) 12件15隻	
海難種類(件)	乗揚6、衝突3、施設損傷2、衝突(単)1	計12件
関係船舶(隻)	漁船8、貨物船2、引船2、遊漁船1、モーターボート1、ヨット1	計15隻
死傷等(人)	死亡0、負傷4	計4人

上記のうち、広島、長崎両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 備讃瀬戸西部で、貨物船と漁船とが衝突した事例

西行する漁船と、漁船を追い越す態勢の貨物船とが、共に見張り不十分で衝突した

② 長崎県下島北岸沖合で、漁船が浅所に乗り揚げた事例

漁船が、居眠り運航の防止措置が不十分で、針路が左方に偏して浅所に乗り揚げた

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(747ト) 漁船B(4.99ト) 衝突事件

(備讃瀬戸西部で、西行する漁船と、漁船を追い越す態勢の貨物船とが、共に見張り不十分で衝突した)

【海難概要】 夜間、備讃瀬戸西部において、底びき網をえい網して西行する漁船B(4.99ト)と、同船を追い越す態勢の貨物船A(747ト)とが衝突し、B船が船尾部外板に破口を生じて浸水し、のち、廃船処理された

《航法の適用》

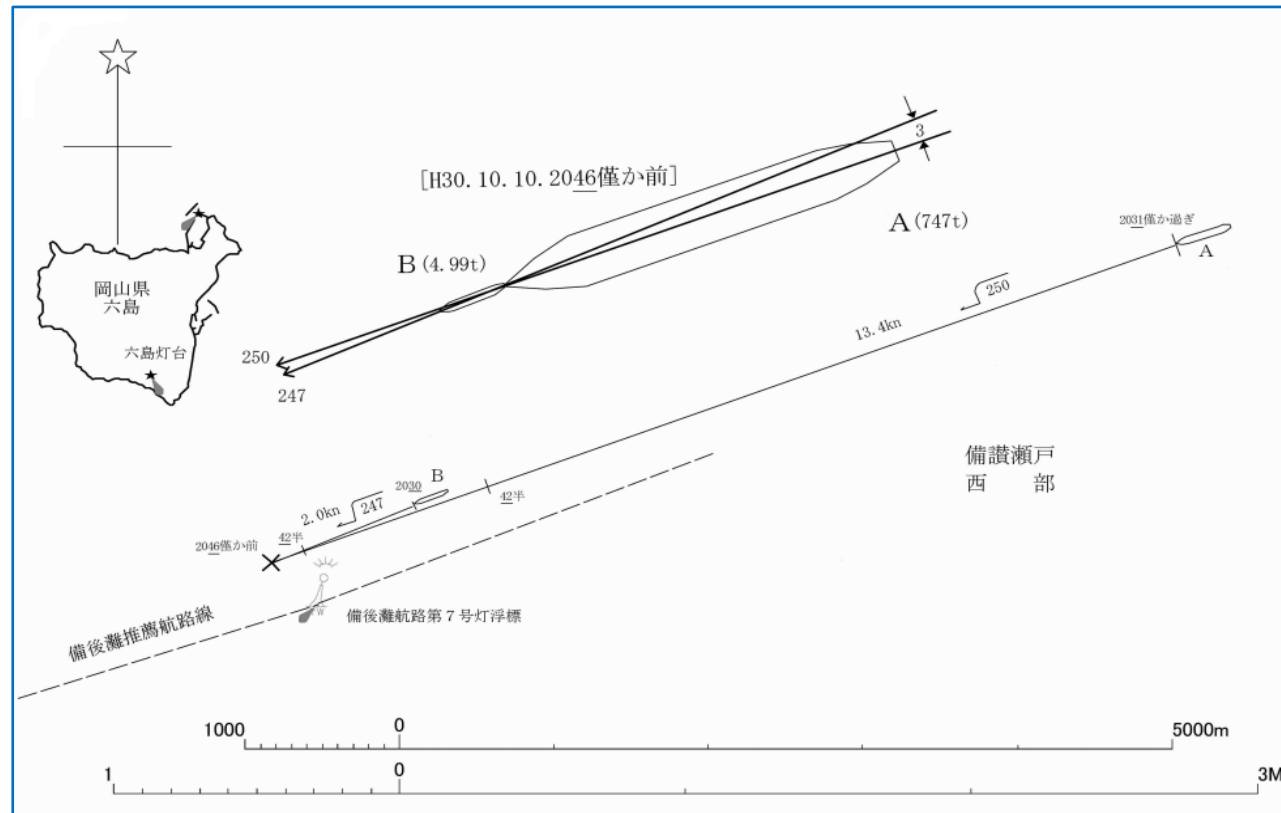
- ・衝突地点付近は海上交通安全法の適用海域であるが、同法には適用する航法規定がないので、**海上衝突予防法(予防法)**が適用される
- ・A船が、B船のげん灯を見ることができない位置からB船を追い越す態勢で接近して衝突したことから、**予防法第13条の“追越し船の航法”**が適用される
- ・A船が避航船、B船が保持船となる

《原因》

- A船: **見張り不十分**で、B船を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで**同船の進路を避けなかった**(主因)
- B船: **見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

《背景》

- A船: 当直の一等航海士が、前路に航行の支障となる他船を認めず、操舵室左舷後部の海図台で**転針予定地点の到達予定時刻を推算することに気をとられ、見張り不十分**となっていた
- B船: 船長と甲板員が、**前部甲板での漁獲物選別作業に気をとられ、見張りを十分に**行っていなかった



【発生日時】 平成30年10月10日 20時46分僅か前
 【発生場所】 備讃瀬戸西部
 【死傷者】 負傷2人(B船)
 【損傷等】 A船: 船首部外板に擦過傷
 B船: 船尾部外板に破口(浸水のち廃船処理)

【受審人】 (A船) 一等航海士: 五級海技士(航海) → 《懲戒》 1箇月業務停止

【受審人】 (B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 戒告

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(16トン) 乗揚事件

(夜間、漁船が、居眠り運航の防止措置が不十分で、針路が左方に偏して浅所に乗り揚げた)

【海難概要】 夜間、長崎県楠泊漁港北西方沖合において、帰航中の漁船A(16トン)が、下島北岸沖合の浅所に乗り揚げ、船底外板等に損傷を生じた

(関連情報)

- ・A船は、船長が**単独**で乗り組んでいた
- ・船長は、12日05時頃起床し、船体整備、操業準備を行い、夕刻出航して夜通し漁ろう作業に従事したため、**睡眠不足と疲労が蓄積していた**
- ・A船は、舵中央のまま航行すると、**徐々に左転する特性があった**ので、適宜当て舵をとって航行していた
- ・船長は、椅子に腰かけた姿勢で操船に当たり、166度に針路を転じた後、**眠気を催すようになった**

【発生日時】

平成30年12月13日
05時00分

【発生場所】

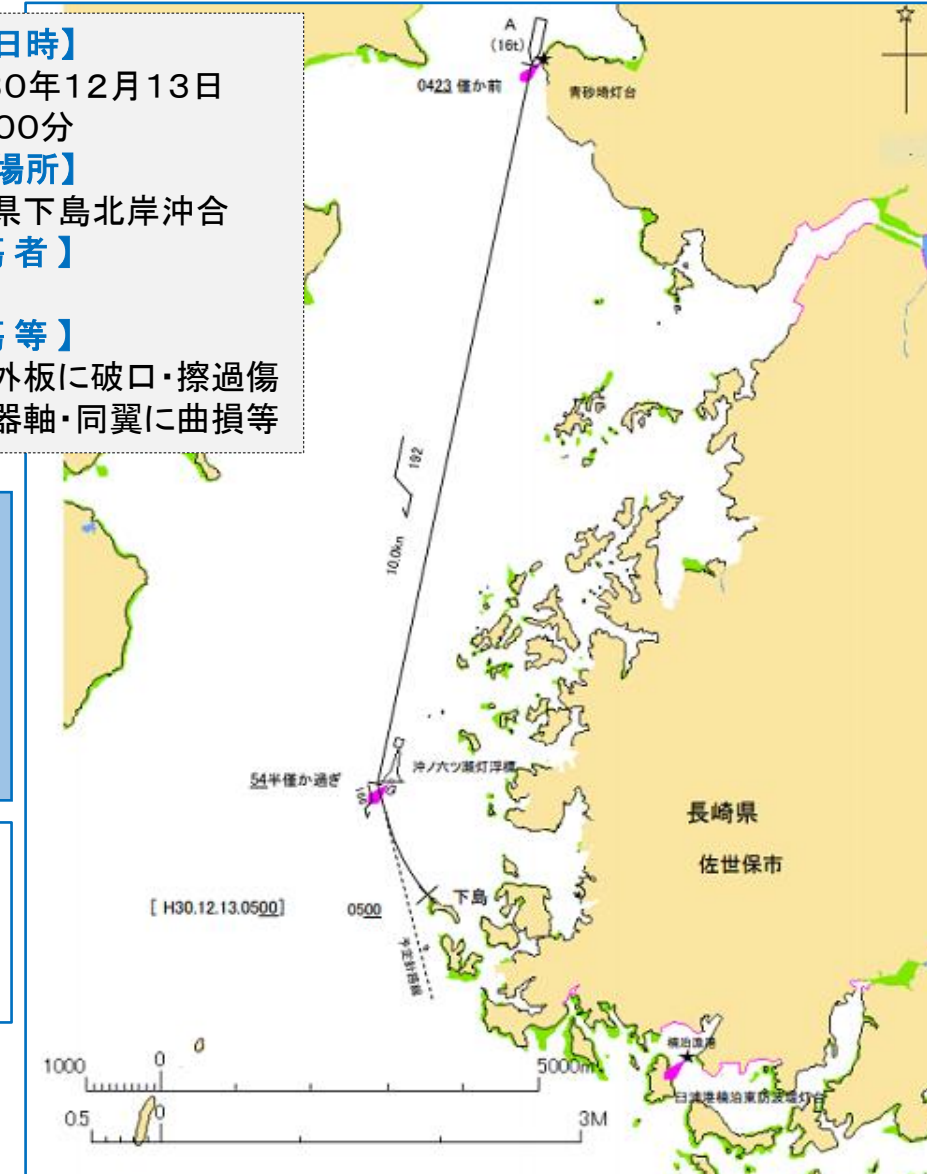
長崎県下島北岸沖合

【死傷者】

なし

【損傷等】

船底外板に破口・擦過傷
推進器軸・同翼に曲損等



《原因》

A船: 操業を終えて帰航中、**居眠り運航の防止措置が不十分**で居眠りに陥り、下島に向かって進行した

- ・船長は、眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、**椅子から立ち上がって外気に当たるなど**、居眠り運航の防止措置をとるべきであった

《背景》

- ・船長: 転針したとき、**睡眠不足と疲労が蓄積した状態**に加え、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかったことによる**気の緩みも重なり**、眠気を催したが、**間もなく入港するので、それまで眠気を我慢できると思った**

【受審人】

《懲戒》

(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告